

鳥取県内国内便エアサポート事業実施要領

2022.05.11 現在

支援区分	移住定住促進 エアサポート	関係人口促進 エアサポート	介護・障がい者等 エアサポート	子育て王国とっとり キッズエアサポート	但馬版 キッズエアサポート
1 対象者	(1)鳥取県内への移住を検討している県外在住者 (2)国際紛争に伴う外国からの避難民	(1)鳥取県内の地域づくりの活動に企画または鳥取県内の観光地域づくり法人(DMO)が実施する地域貢献型観光コンテンツに参加する県外在住者 (2)鳥取県内でワーケーションを行う県外在住者及び同伴する子ども(1家族1名まで)	親族の介護を行う者及び鳥取県内在住の障がい者	大人同伴で搭乗する小学生以下の子ども(1家族1名)	大人同伴で搭乗する小学生以下の子ども(1家族1名) ※鳥取砂丘コナン空港利用者に限る
2 対象者の条件	(1)県外在住者 ・鳥取県への移住を検討しており、次のいずれかのために来県する者 ア 鳥取県内のお試し住宅の利用 イ 鳥取県、鳥取県内市町村、公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構又はこれらが取組を支援する民間等の団体が実施する移住体験ツアー、婚活イベントなどに参加 ウ 移住のための具体的な手続き及び引っ越し等を行う ・就職のための面接や試験、説明会等への参加のために来県する者	(1)地域づくり活動または地域貢献型観光コンテンツに参加する場合 以下の条件をすべて満たす者 ・鳥取県内の地域づくり活動にボランティアとして企画または鳥取県内の地域DMOが実施する地域貢献型観光コンテンツに参加すること。 ・「ふるさと来LOVEとっとりメンバーズカード」を所持すること。 ※活動(参加)時間が合計5時間以上のものに限る。 ※企画に要する経費(全額、一部を問わない)や謝金等の支給を受ける場合は対象外	[介護の場合] 以下の条件をすべて満たす者 ・航空会社の介護割引適用者 ・親族介護のため介護割引を利用する者	以下の条件をすべて満たす者 ・小学生以下の子ども ・同伴者として1名以上の大人が同じ便に搭乗すること ・子どもの健全育成のため、居住地では体験できない体験をするために飛行機を利用して移動すること (例) ア ピアノの練習意欲向上のため、本格的なクラシック演奏会を聞かせる イ 興味を持っている分野の工場見学を行う ※県外在住の小学生以下の子どもについては、鳥取県内宿泊施設での宿泊が条件	以下の条件をすべて満たす者 ・小学生以下の子ども ・兵庫県但馬地域(豊岡市・養父市・朝来市・香美町・新温泉町)在住者であること ・同伴者として1名以上の大人が同じ便に搭乗すること ・子どもの健全育成のため、地元では体験できない体験をするために飛行機を利用して移動すること (例) ア ピアノの練習意欲向上のため、本格的なクラシック演奏会を聞かせる イ 興味を持っている分野の工場見学を行う
	(2)外国からの避難民 国際紛争に伴う外国からの避難民及びその同行者等	(2)ワーケーションの場合 以下の条件をすべて満たす者 ・鳥取県内のワーケーション拠点でワーケーションを行う県外在住者及び同伴する小学生以下の子ども ・「ふるさと来LOVEとっとりメンバーズカード」を所持すること。 ・鳥取県内の主要なワーケーション拠点を使用し、ワーケーション拠点で仕事を合計5時間以上行うこと。 ・鳥取県内の有料観光施設(飲食店、土産店は除く)を1施設以上観光し、そのことを旅行実施後に証明できること。 ※出張旅費を受ける場合は対象外とする。 ※同伴する子どもは、ワーケーションを行う大人と同じ便に搭乗すること。	[障がい者等の場合] 以下の条件をすべて満たす者 ・航空会社の障がい者割引運賃適用者 ・鳥取県内在住の以下の手帳所持者 ■身体障害者手帳 ■戦傷病者手帳 ■療育手帳 ■精神障害者保健福祉手帳		
3 支援率	【県外在住者】 1/2 ※上限：1名につき3万円 【外国からの避難民】 全額	1/2 ※上限：1名につき3万円(県外在住の小学生以下の子どもは1万5千円)	1/2 ※上限：1名につき3万円	全額(県外在住の小学生以下の子どもは1/2) ※上限：3万円(県外在住の小学生以下の子どもは1万5千円)	全額 ※上限：3万円
4 利用制限	年3回(往復)／人 ※片道のみ利用可	年1回(往復)／人 ※片道のみ利用可	年1回(往復)／人 ※片道のみ利用可	年1回(往復)／人 ※申請は同行する大人が家族単位で申請。支援対象は1家族につき子ども1人で、利用回数は1回までとする。 ※片道のみ利用可	年1回(往復)／人 ※申請は同行する大人が家族単位で申請。支援対象は1家族につき子ども1人で、利用回数は1回までとする。 ※片道のみ利用可
5 認定申請に必要な書類	①申請書(様式第1号) ②来県時の計画表(指定様式①) ③お試し住宅の利用、参加するイベントやツアーの概要、就職面接や試験、説明会等への参加がわかる書類(コピー可) ※「とっとり移住応援メンバーズカード」所持者は②、③の提出は不要(申請書にカード番号を記載すること) ※外国からの避難民は、上記に関わらず、懇話会事務局が別途定める方法により行うこと。	①申請書(様式第1号) (1)地域づくり活動または地域貢献型観光コンテンツに参加する場合 ②来県時の計画表(指定様式②) ③団体の概要(代表者及び連絡先、活動内容等)や申請者が従事する内容や参加が分かる書類(活動団体が発行する証明書類、参加申込書のコピーなど) (2)ワーケーションの場合 ②来県時の計画表(指定様式③) ※訪れる観光施設を必ず記載すること。 ③モニターツアー等に参加する場合はツアーの内容が分かる書類	①申請書(様式第1号) [介護の場合] ②航空会社の介護割引適用者(介護割引情報登録済み)であることがわかる書類 [障がい者等の場合] ③搭乗時点で有効な手帳のコピー(確認後は返却します。)	①申請書(様式第1号) ②旅行計画表(指定様式④) (指定様式。滞在中の主な訪問先などを記載してください。)	
6 請求に必要な書類	①交付申請書兼請求書(様式第4号) ②使用済みの搭乗券(コピー可)※搭乗案内、保安検査証でも可 ③航空運賃領収書(コピー可) ④実施レポート(指定様式①) ※外国からの避難民は、上記に関わらず、懇話会事務局が別途定める方法により行うこと。	①交付申請書兼請求書(様式第4号) ②使用済みの搭乗券(コピー可)※搭乗案内、保安検査証でも可 ③航空運賃領収書(コピー可) (1)地域づくり活動または地域貢献型観光コンテンツに参加する場合 ④実施レポート(指定様式②) (2)ワーケーションの場合 ④実施レポート(指定様式③) ⑤ワーケーション拠点を使用したことが分かる領収書 ※ワーケーション拠点の使用料が宿泊料に含まれる場合は、宿泊費の領収書。 ※モニターツアー等で主催者がワーケーション拠点の使用料を負担する場合は、そのことを主催者が証明すること。 ⑥鳥取県内の観光施設を訪れたことが分かる書類(入場券の半券等)	①交付申請書兼請求書(様式第4号) ②使用済みの搭乗券(コピー可)※搭乗案内、保安検査証でも可 ③航空運賃領収書(コピー可)	①交付申請書兼請求書(様式第4号) ②使用済みの搭乗券(コピー可)※搭乗案内、保安検査証でも可 ※同伴した大人の搭乗券も必要です。 ③航空運賃領収書(コピー可) ④実施レポート(指定様式④)	

※参考：使用済み搭乗券等がお手元がない場合は、全日空のホームページの「領収書・搭乗証明書検索」から搭乗証明書が入手できます。